

平成23年12月20日

資源エネルギー庁

鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令について

「鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令」が本日（12月20日）閣議決定されました。本政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要な特定鉱物を定めるものです。

1. 概要

改正法第6条の2の規定に基づき、国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要の鉱物を、下記のとおり定めることとします。

- 一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石
- 二 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱
- 三 アスファルト

2. 今後の予定

公布 平成23年12月26日（月）

施行 平成24年1月21日（土）

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁

資源・燃料部政策課長 森 清

担当者：矢島、吉田

電話：03-3501-1511（内線：4631）

03-3501-2773